

受理年月日	令和5年6月16日	付託年月日	令和5年6月22日	所管委員会	福祉都市委員会
番 号	5 年 請 願 第 3 号				
件 名	知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の新設を求める意見書議決について				
請 願 者	福岡県知的障害者施設家族会連合会 会長 [redacted]				
紹介議員	池田肇頭、近藤、田中(た)、山田、勝見、井上、前野、田中(し)、小竹、落石、ついちはら、倉元、中山、綿貫、堀内				
分割付託	なし				
要 旨	多くの知的障がい者は、障がいの状態を問わず、生涯を通じ24時間切れ目のない見守りがなければ一人では生きづらい特性を持っています。 自立支援法（現総合支援法）発足以来、障がい者入所支援施設の事業形態は、昼間8時間に行う障がい者生活介護事業と、その他の16時間に行う障がい者施設入所支援事業に分かれています。職員は朝夕の最も多忙な生活介護支援を、排尿、徘徊、不眠などの介護で仮眠もできないほどの労働に加えて、月に8日間（土曜日、日曜日は支援費が支給されない）の昼間の時間帯も支援を行うため、現場に必要な職員配置ができない状態になっています。このような不合理な制度は、支援の低下をもたらすばかりでなく、利用者の権利擁護まで手が回らず、虐待など人権を損なうことにもつながります。利用者に対して生涯を通じ、24時間切れ目のない支援と見守りを行うためにも、支援員の増員と昼夜一貫した支援とすることが必要だと考えます。 親なき後も、住み慣れた障がい者支援施設やグループホームを生涯を通じた「ついの住みか（我が家）」とするとともに、障がい者支援施設を地域福祉の拠点である社会福祉資源として位置づけた制度に改めることが必要であると考えます。 障がい福祉サービスの必要性を明らかにするための程度区分は、介護保険との一体化を前提として作成されたため、以前から見直しが指摘されていながら、障がい者の支援区分として現在も実施されています。 しかし、知的障がい者の特性として支援区分が低くても、多くの支援を必要とする利用者が少なからず存在しています。一人一人の特性に沿った支援が受けられる仕組みに変えるべきと考えます。 障がい福祉サービスの日額制は、利用者がその日によって日中活動の場を選べる利点があると言われていますが、結果的には事業者の不安定な経営状態と煩雑な事務量の増加を招き、支援の質と量の低下につながっています。 恒常的に必要な経費は月額制とし、職員報酬額も公務員給与の水準まで引き上げ、支援技術向上の研修の義務化によって虐待などの発生を防ぐべきと考えます。 司法例では多くの知的障がい者には契約能力がないと判断されているのに、自立支援法発足以来、障がい福祉サービスの利用契約が知的障がい者と業者間で行われているような仕組みでは、両者間トラブルや支援の在り方などに問題が起きても、国、地方公共団体の公的責任が明確でないばかりか、利用者は行き場を失う懸念があります。 知的障がい者の福祉サービス利用については当事者（障がい者本人、その家族）の意思決定を国、地方公共団体が責任を持って保障すべきと考えます。 よって、以下の事項について国に意見書を提出するよう請願します。 1. 現行の障がい者支援施設を、知的障がい者が生涯を通じ24時間切れ目のない、安心して快適に暮らせる住居とする入所施設に改革し、グループホームも同じく利用者の住居とし、必要に応じられる施設数と暮らしの質と量を充実すること。 2. 必要な支援の制限につながる現行の支援区分を廃止し、利用者一人一人に応じた支援が受けられる仕組みに改善すること。 3. 利用者が安心して継続的な支援が受けられるよう職員数を増やし、処遇改善を行い、職員研修制度を義務化すること。 4. 国及び地方公共団体は、知的障がい者への障がい福祉サービスを提供する義務を負うこと。なお、障がい福祉サービス契約上のトラブルには利用者側の声を重視すること。				
審 査	令和 年 月 日	結 果	委員会 令和 年 月 日		
年 月 日	令和 年 月 日		本会議 令和 年 月 日		
	令和 年 月 日				

令和 5 年 6 月 16 日

福岡市議会議長

打越 基安 様

請願者

住所

[REDACTED]

氏名

福岡県知的障害者施設家族会連合会

会長

[REDACTED]

令和 5 年 6 月 16 日

福岡市議会議長
打越 基安 様

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会
福岡県知的障害者施設家族会連合会

知的障害者が安心して暮らせる入所施設の新設を求める
政府意見書の提出についての請願

請 願 要 旨

1. 現行の障害者支援施設を、知的障害者が生涯を通じ 24 時間切れ目ない、安心して快適に暮らせる住居とする入所施設に改革し、グループホームも同じく利用者の住居とし、必要に応じられる施設数と暮らしの質と量を充実すること。
2. 必要な支援の制限に繋がる現行の支援区分を廃止し、利用者一人ひとりに応じた支援が受けられる仕組みに改善すること。
3. 利用者が安心して継続的な支援が受けられるよう職員数を増やし、処遇改善を行い、職員研修制度を義務化すること。
4. 国及び地方公共団体は、知的障害者への障害福祉サービスを提供する義務を負うこと。尚、障害福祉サービス契約上のトラブルには利用者側の声を重視すること。



請 願 理 由

1. 多くの知的障害者は、障害の状態を問わず、生涯を通じ 24 時間切れ目のない見守りがなければ一人では生きづらい特性を持っています。

自立支援法（現総合支援法）発足以来障害者入所支援施設の事業形態は、昼間 8 時間に行う障害者生活介護事業と、その他の 16 時間に行う障害者施設入所支援事業に分かれております。

職員は朝夕の最も多忙な生活介護支援を、排尿、徘徊、不眠などの介護で仮眠もできないほどの労働に加えて、月に 8 日間（土曜日・日曜日は支援費が支給されない）の昼間の時間帯も支援を行うため、現場に必要な職員配置ができない状態になっています。

このような不合理な制度は、支援の低下をもたらすばかりでなく、利用者の権利擁護まで手が回らず、虐待など人権を損なうことにもつながります。

利用者に対して生涯を通じ、24 時間切れ目のない支援と見守りを行うためにも、支援員の増員と昼夜一貫した支援とすることが必要だと考えます。

親亡き後も、住み慣れた障害者支援施設やグループホームを生涯を通じた「終の住処（我が家）」とするとともに、障害者支援施設を地域福祉の拠点である社会福祉資源として位置付けた制度に改めることが必要であると考えます。

2. 障害福祉サービスの必要性を明らかにするための「程度区分」は、介護保険との一体化を前提として作成されたため、以前から見直しが指摘されているながら、障害者の「支援区分」として現在も実施されています。

しかし、知的障害者の特性として「支援区分」が低くても、多くの支援を必要とする利用者が少なからず存在しています。一人ひとりの特性に沿った支援が受けられる仕組みに変えるべきと考えます。

3. 障害福祉サービスの日額制は、利用者がその日によって日中活動の場を選ぶ利点があると言われていますが、結果的には事業者の不安定な経営状態と煩雑な事務量の増加を招き、支援の質と量の低下につながっています。

恒常的に必要な経費は月額制とし、職員報酬額も公務員給与の水準まで引き上げ、支援技術向上の研修の義務化によって虐待などの発生を防ぐべきと考えます。

4. 司法例では多くの知的障害者には契約能力がないと判断されているのに、自立支援法発足以来、障害福祉サービスの利用契約が知的障害者と業者間で行われているような仕組みでは、両者間トラブルや支援の在り方などに問題が起きても、国・地方公共団体の公的責任が明確でないばかりか、利用者は行き場を失う懸念があります。

知的障害者の福祉サービス利用については当事者（障害者本人・その家族）の意思決定、を国・地方公共団体が責任を持って保障すべきと考えます。